

## 会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会
2. 開催日時 : 令和4年12月2日(金) 午後2時00分から午後3時30分まで
3. 開催場所 : 犬山市役所2階 201・202 会議室
4. 出席した者の氏名
  - (1) 委員 赤塚次郎、笥真理子、鬼頭秀明、佐藤正知、村上恵美子、四辻秀紀、奥村好樹、  
中田哲夫、望月友恵、丸山和成、浅岡宏司
  - (2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長  
歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中村主査補、大前主事補
5. 報告・協議事項
  - (1) 犬山市文化財保存活用地域計画(案)について
  - (2) 文化財保存活用地域計画の市民向け説明会と講演会
6. 会議要旨
  - (1) 犬山市文化財保存活用地域計画(案)について  
(事務局より資料に基づき、犬山市文化財保存活用地域計画(案)について説明)  
委員1: 私は、未だに歴史文化資源の定義がよく分からない。また、それに関連するが、60ページのここでいう507件程度が書かれていて、これは61ページのどこに該当するか。  
事務局: 507件については、全体の中に含まれている。  
委員: 3,482件に含まれているということか。そうすると、歴史文化資源というのは、未指定の文化財も含まれるということでしょうか。未指定の文化財と従来の文化財の種類で捉えられないものを歴史文化資

源とするということか。文化財と歴史文化資源の2つがあるということか。

事務局:28 ページのところでまとめており、全体が歴史文化、その中に指定等文化財と未指定文化財を含めて歴史文化資源と位置付けた。そのため、歴史文化資源は両方に関係している。したがって、未指定の文化財は、指定等文化財ではない歴史文化資源になる。

委員:非常に分かりづらいと思う。文化財と別に歴史文化資源があって、全体を歴史文化としているのはすごく分かりづらい。また、28 ページの4行目に、歴史文化資源は広義の意味での文化財であると記述されている。全体の意味での文化財としている。先ほど、事務局より歴史文化資源の説明があったが、全体が文化財といいながら、他方では歴史文化資源であるとの説明は分かりづらい。この定義のところは、一番おそらく自治体ごとによって違っており、相当混乱すると思う。何らかの工夫が必要である。先ほどは、あえて未指定の文化財と説明して、その一方で歴史文化資源となっているので、両者の関係はどうなっているのかと思ってしまう。前回指摘したところから対応いただいていると感じているが、まだストンと落ちていない。ここは全体に関わる場所なので大変だと思うが。

事務局:正直、事務局としても侃侃諤諤(かんかんがくがく)しているところである。本当に分かりやすい表現なのかというのと、まさに図そのものが分かりやすいのか、ということもあるので、ただ今のご意見を踏まえ、さらに分かりやすい形になるよう留意する。

委員:参考までに、法第2条で有形文化財とか無形文化財とか6種類ある。あれは文化財である。それを指定したのが、重要文化財とか史跡名勝であるので、指定されている史跡などの背景には、多くの未指定文化財がそもそもある。博物館に入っているものは全部未指定文化財である。さらに、ここで定義されているのは、匂いや香りなどである。未指定文化財をそっちの方に入れてしまうと、文化財の定義とバッティングするし、そもそも、ここで犬山の文化財を一つ一つ洗いだした時に、名勝地とか丁寧にやった。そもそも、背景にはたくさんの有形無形のものがあるところから出発しているので。その辺りを頭に入れて、私は歴史文化資源という呼び方で良いと思うが、ある意味全て文化財だという、この本文の説明の方で良いと思うが、まだ整理がついていないのではと思う。

事務局:「歴史文化資源」という表現について、その中に文化財保護法で規定される6類型と保存技術・埋蔵文化財と、それ以外の事例、例えば音や香りなど、を総称するために、歴史文化資源という言葉で呼んでいる。それを文化財という呼び方で良いのではないかと、というご意見でよろしいか。

委員:総称していないと思う。文章では、指定等文化財を定義し、文化財以外のものを歴史文化資源であるとしている。そういいながら、先ほどの説明では、全体で歴史文化資源であるとしていたので、混乱すると思う。このままでいくとしたら、文化財として規定されていないものを文化的諸産などと

し、それらをまとめて歴史文化資源と呼ぶ、とした方が良い。今の状態だと中途半端な感じがする。  
事務局:確かに書き方が中途半端である。今の資料だと、指定されているもの以外を歴史文化資源とする、  
という読み方ができてしまう。分かりやすいように修正する。

委員長:文化財とか文化遺産がある。それを新たに資源として評価することによって文化資源かどうかが決  
まる。文化資源かどうか、それをどう評価して、新たに文化資源として評価し直して、それを活用す  
るという形が、確か筋だったように記憶している。言い方が不適切かもしれないが、恣意的に選び出  
したものではない気がする。委員がおっしゃったとおり、なかなかすっきりした形にならないかもしれ  
ないし、文化庁の考えもあるとは思いますが、一度整理をお願いしたい。

委員:3 ページの作成経過のところ、2月26日は文化財保護審議会ではなくて、この計画策定委員会  
ではないか。それから、計画の背景と目的のところは前回の時はシンプルだった。今度は委員からも  
ご指摘あった、博物館構想についての記述をはじめ、なんだかんだすごく長くなっている。読むも  
のとしては長いとあまり良くないので、もう少し言いたいことをポイントにまとめた方が良いのでは  
ないかと思う。

章立てだが、2 ページぐらいで終わっているところがある。また、後ほど出てくるが、基本目標のと  
ころに移動しても良いという気もしている。

それから5 ページの体系図を前にしており、最初にこういう面があると非常に分かりやすいと思う。  
それから、28 ページのイメージ図について、ちょっと工夫していただけると多分分かりやすくなる。  
字を読むのが嫌な人は、ここを読んで、歴史文化というくりがあって、その後の中心はやっぱり文  
化財保護法の指定・登録・選定のものである、しかしその他にもある、という部分があるので、ここを  
もう少し分かりやすくとできると良いと思う。それと、36 ページの一番下に65歳以上に75歳以上の  
人口比率が加わったが、この意図は何か。

事務局:世代を問わず文化財の保存活用に関わっていただきたいというところではあるが、中心になってい  
くのが、例えば定年でリタイアされた方、という現状がある。そういったことも踏まえて、まず参考とい  
う形で、犬山は65歳定年という方が多いので、現状をお出しさせていただいた。

委員:それは、高齢者の活用という意味で掲載するに至ったのか。高齢者ばかりだから問題があると思っ  
て載せたのか。

事務局:市内人口全体として考えると高齢化は問題であるといえるが、65歳の定年後、文化財の保存活用  
のために関わっていただけるということで、また、10年くらい経過すると、そういう方も増えていくとい

うことを意味している。決して問題であるという意図ではない。活躍していただく方が入れ替わっていく形で、関わっていただければと思っている。

委員:承知した。それから61ページであるが、これは、その他の歴史文化資源ということで、これは未指定である。私はあまり知識がないが、未指定という言葉は将来的に指定されるのかと思ってしまう。例えば61ページの表の上の方に有形文化財建造物と書いてあるが、文化財の種別だと、例えば有形(建造物)などの書き方がある。未指定の文化財、そういう言葉が、これは文化財保護審議会委員でもある委員長にお聞きした方が良いと思うが、未指定といった時、指定を与えてないけど将来指定が有望、という意味合いがあるのかな、という気がした。

委員:この27ページに、文化財保護法で規定される文化財ということで、建造物や美術工芸品は有形文化財ですと記述されている。また、記念物は貝塚や城跡などがある。貝塚などはたくさん所在しているが、その中で重要なものを国の史跡にする。だから文化財というのは、指定されているものだけではない。実際、博物館にいっぱい資料があるが、あれらは文化財である。だからこそ、悉皆調査だとか総合調査を実施して、どこに何があるのかというのを調べて、物によっては、やはり市の指定にしようとか県の指定にしようかというのは、当然考えられる。もっと厳重に管理して、現状変更を規制して頑張っていこうというものと、所有者が大事なものだとして認識して、後世に伝えるやり方があるということを確認しよう、ということだと思う。膨大な未指定文化財がある。中には将来指定されるものもあるし、そうじゃないものもある。

委員:これは若干の要望である。今、登録文化財は建造物ばかりだが、他の分野でもいろいろ出てきているし、文化財保護審議会にもご専門の方いらっしゃると思うので、その辺り、市が無理なら、国の登録というような形で、もし可能性があるのだったら、そうしていただくと文化財保護に対してやる気が出てくるので、そこは要望である。

委員長:これを受けて、前向きに動く必要がある。

委員:19ページ犬山観光戦略に、チャレンジ政策の中の3つ目に木曾川鵜飼とある。観光資源としての位置付けで充実させたいというのが、今後、コロナ禍が収束していくと、外国からの観光客が鵜飼に接する機会がかなり増えてくる。心配なのは、ヨーロッパ人の目から、鳥獣虐待じゃないか、というように見る可能性がある。例えば、ミャンマー・タイとか、あの辺りの木材を搬出する際、象にチェーンを付けて労働させている。あの象は貴重な労働力である。観光客の中には、過重労働で平均寿命が早まり、象の虐待であるという声が出ているようである。鵜飼は伝統ではあるものの、そういうもの

がヨーロッパ人に虐待と映らないよう、いい意味の飼育、働かせ方、バックグラウンドでの食事、いろいろなものをケアしているということを公にしていく必要があると杞憂かもしれないが思っている。これは意見である。

それから、46 ページの天文 6 年に織田信康によって築城されたと断定的な表現がある。これは確認されていないと思う。また、54 ページには年輪年代に基づく表現がある。これは関連していくことがあり断定できないので、「・・・といわれる」や「・・・とされている」という表現にした方が良いと思う。合わせて、55 ページ一番下の彫刻のところに、薬師寺山に関する記述があるが、開山が行基とある。これも確定した文書が残っているわけではないと思うので、これもちょっと言葉を断定的にしない方がよいと思う。

委員:12 ページに重点地区が参考として掲載されている。ここには旧城下町地区だけを挙げているが、前のページのところで、偏っているといいながら、他の地域についてここで挙げてないのはいかなものか。重点地域は他にもあると思うのでそれも一緒に挙げておいた方がよいと思う。

事務局:歴史的風致維持向上計画の重点区域はこの区域しかない。他の地域はその関連する歴史的風致というところで、確かにこのジャンルごとに挙げさせていただいている。

委員:2 つ目として、40 ページ以降の歴史文化施設には、明治村が入らないのか。岩田洗心館とか、他にもあると思う。それから、先ほどからいろいろ話が出ている歴史文化資源であるが、これを普通に読んでみると未指定文化財の具体像が思い浮かばない。後の方にも記述がされているが、一体何が未指定なのか、さっぱり分からない。全部を出すのは難しいと思うが、もうちょっとジャンル別ではなくても、もしできれば中身がある程度分かるようなリストを、一部でも構わないので、載せていただければよいと思う。

事務局:分かりやすいよう意識していたが、より分かりにくくなっている。分かりやすいように、例として載せるなどの工夫を検討したいと思う。

委員長:事務局の説明の中で、序章のこの部分を後ろに持ってくるというのは、文化庁の指示か。

事務局:計画書のボリュームが膨らんでいる。そのため、関係図だけを掲載して、それぞれの詳細については巻末の資料編にしてはどうかとの提案が文化庁よりあった。コンパクトにする上でも、細かい説明は巻末にまとめたいと考えている。

委員:95 ページの No.1-8「小牧・長久手の戦い同盟の活動」とあるが、最初に何気なく読んだ際、同盟を結んでいたかのような印象を持ってしまった。少し誤解を受けやすいと思う。「小牧・長久手の戦い関連市域との連携活動」など、勘違いさせないような表現にしていただけるとありがたい。

委員1: 91 ページの方針 2 における考え方について、先ほど申し上げたように、未指定の文化財はたくさん存在していて、その調査を今後実施していく訳であるが、その中には重要なものが出てくると思う。そのため指定とか登録をしていく必要があると考えられる。また、先ほどの委員のお話にもあったように、全部を指定するのかという話に対して、それは駄目だということで、今回のように指定をあまりしないというような姿勢が見える。何か保護の手立てはないかというようなことを考えていると思うが、やはり指定や登録を進めていこうとなる。その際、登録制度というのは、おそらく条例にはない。もっと根本的な話をすると、文化財保護法の第 2 条に想定する文化財の種別の中に、伝統的建造物群保存地区は含まれていない。私としては、犬山市が、伝統的建造物群保存地区を推進するというので関わったつもりであったが、条例を見たら、伝統的建造物群保存地区も文化的景観もない。愛知県の建造物担当者にもお話したが、それらが入っているところと入っていないところがある。愛知県も入ってないし、市町村でバラつきがある。その辺を文化庁と相談して、今後どうしていくのかということの方針を立てた方が良い。犬山市は、周りの状況を見ながら、条例の改正ということ踏まえないと、守ろうとしたときに全部指定ということにしかならない。後で関連文化財群とストーリーを作ると書かれているが、保存にはならない。それをどう保存していくのかとなると、やはり登録だとか、いろいろな手立てを考えていかななくてはならないということになる。その結論は難しいし、多分文化庁でも方針が今のところは定まっていないとは思いますが、それでも個別の未指定文化財については登録とか指定ということは、現時点における国の手続きの中にあるので、それにならって、条例改正とかそういうことも踏まえる、あるいは条例改正を検討するとか、方法を検討するとか書いたら良いと思う。

委員: 4 章 73 ページの基本的方向、最初の 2 行について、これはない方が良いと思っている。

91 ページのクラウドファンディングが現状では継承に入っている。イメージ的には保存の方かと思う。93 ページの時には、保存と活用というところでクラウドファンディングが書かれている。少し整合性を図っていただきたい。

92 ページの方針 4 における考え方で、矢印の 3 つ目に「関するマニュアル」とある。これは何に関

するのかと思った。

5つ目の小中学校や地域団体、ここは具体的に犬山高校には、からくり文化部もあるか。ここで小中学校、高等学校、大学というふうに入れてはどうか。小中学校だけではなく、具体的な内容もあって良いのでは、と思う。

同じ文章で、「地域が一体となってまちづくりを推進する」とあるが、歴史文化資源を通じたまちづくりとか、この辺りをご検討いただきたい。

委員:勉強不足かもしれないが、90ページの方針1について、「歴史文化資源を理解する(調査研究・共有)」とある。共有という言葉には、研究成果をまとめた研究結果をより深めるために、各組織が情報共有することを進めている、というように読んだが、そうすると、周知とは違ってくると思う。しかし、93ページ以降は、方針に対する措置が混ざっているように感じている。「共有」と「周知」を分けて書いた方が良い。その関連で、95ページに「市内文化財調査」とあるが、この時は歴史文化資源ではなくて文化財なのかな、と思う。対象が歴史文化資源であれば、より広い範囲のものを指す、ということを書いた方が適切であると思う。

もう少し全体的な話になるが、90ページ以降に保存と活用に関する方針があり、それに対する措置が93ページ以降に書かれている。例えば方針1の中の「将来的な文化財行政のデジタル化を見据え、データベースの作成や歴史文化資源に関する情報の一元化等を推進する」に対する措置はどれかが分かりづらい。他も同様であり、それぞれの課題に対する措置が読み取りづらい。仮に、財源が確定してないとか、やりたいけれども現状としては動いていない状態であれば、例えば他の市町村の地域計画を見ると、来年度くらいに検討など書いてはいるが、一応、措置として計画に上げている。そのように書いてある場合も結構あったので、個人的な意見としては、書いてもらった方が今後のこれがより活かされるものになると思った。

事務局:課題と方針・措置の箇所は、文化庁からも指摘をいただいているので、そこは対応できるようにさせていただきたい。また、先ほど調査研究と共有のところについて、この文章の書き方をおっしゃっていただいたように、団体間とかそういったところでの記述がメインにはなっている。一方、「魅力の共有」とも書いてあり、その辺りは、市民とか地域の方々との共有というところもあるので、措置としては、そういったものも含めてということになる。少し文章の書き方を少し変えるような形で対応させていただきたい。

委員:89 ページの「歴史文化資源をつなぐ仕組み」の文章が2段になっており、最初は全体のことが記述されている。後半からは、国内だけでなく海外からの外国人観光客に向けたことに絞ってある。その中にパンフレットとか案内板とか、解説板が不足している、十分じゃないよ、というようなことがある。ボランティアガイドのことも、行政と団体間における歴史文化資源の情報交換が十分になされていないとか、この辺りというのは、外国人観光客に限らず観光客全体にいえることで、もう少し文章的に広げた方が良いと思う。

それから、105 ページの No.4-8「市内文化財看板整備」であるが、具体的には文化財行政があつて、それに行政(他部署)と所有者・保護団体等に三角がついている。その後の地域・学校・企業には、木曾川観光とか名古屋鉄道も入ってくると思うので、ここにも三角が入った方が良い。

その他、少し迷いはあるが、この計画の中にTMOの文言が1つも入っていない。文化財関係あるのかといえば関係ないかとも思うが、まちづくりという点からいくと外せないと思うので、ないままで良いのかと疑問に思った。

委員長:今のご意見に対して、事務局として検討をお願いしたい。

委員:109 ページに商工会議所に関する措置が記述されているので、別組織であるTMOを追記しても良いかと思う。

事務局:承知した。検討する。

委員:112,113 ページの図が分かりづらい。また、121 ページの「犬山市特産品協会の活動」において、措置の内容に「周知」とある。これは周知なのか、あるいは情報発信なのかを整理してほしい。次に159 ページ以降に体制整備の課題・方針がまとめられているが、課題は必要ないように思う。また、(2)1)行政の箇所が、簡潔すぎないか。以前に市民アンケート調査を実施した。その結果の中で、効果的な情報発信の一つにウェブサイトの活用があつたように記憶している。したがって、「ウェブサイトの充実・発信」などを追記したらどうか。また、以前、教育委員を務めていた時、磯部邸に市の担当が訪問しているか聞き込みに行ったことがあつた。その時、あまり来てもらえていないとの回答を受けた。これを受け、例えば「地域や所有者、保護団体とのコミュニケーションを図る」などの姿勢を示していただきたい。もう少し分かりやすい文章を入れていただきたい。

161 ページだが、「ひいては、地域で営業する企業にとって大きなビジネスチャンスとなる潜在性を秘めている。」とある。いいたいことは分かるが、ビジネスチャンスとは一体何を指しているか分かりづらい。



最後に、個人的な意見となるが、アンケート調査で「文化財の保存・活用に関する取組の中で、あなたが協力できるものは何ですか」との設問に対し、「文化財の魅力を発信するイベントや地域の祭りへの参加」があった。その結果を体制整備のところに載せても良いかと思う。使えるアンケート結果を随所にちりばめてはどうか。

事務局:文化庁に改めて相談し、書き方が悪いのであれば修正を図り、もう少し明確に記述する必要があるれば、内容の充実や修正等を図る。

委員:144 ページに、観光ボランティアに関する課題が整理されている。それに対し、具体的な措置に観光ボランティアガイドの育成がない。これは追記していただければと思う。また、この計画書自体が保存と活用に関するものであり、災害に備えた防火体制等の記述がみられる。ただ、観光客をどのように救助するかについての記述がないため、触れた方がよい。

委員:五郎丸のキリシタン供養塔について触れてほしい。犬山は長崎に次いで殉教者が多いところなので、市民をはじめ、広く周知していただきたいと思う。入れづらい事情もあるかと思うが、触れておいた方がよいと思う。

事務局:どのような入れ方をするのが望ましいか、一度検討する。他の歴史文化資源との関係性を考慮すると、関連文化財群の要素にはしづらい。計画書内に個別の歴史文化資源を載せるスペースがあるので、掲載の基準を設けた上で検討する。

委員:143 ページの No.22 に吉田初三郎が載っているが、それ以外の地域に貢献した人物が出てこない。61 ページに「歴史上の人物とその業績」が 16 件ある。吉田初三郎以外にも内藤丈草や八代六郎がいる。また、観光では絵工道平や尾関作十郎などが挙げられる。このように、もう少し具体的な人物名が入ればよいと思う。

委員:132 ページの課題において、「災害によって歴史文化資源の多くが流出」と記述されているが、そもそも地元以外の史料を使って究明していく必要がある。したがって、史料が残されていないという面だけを記述するのではなく、周辺自治体の史料を活用して解き明かす必要がある旨の記述にしてはどうか。同じようなことが、関連文化財群 4 でもいえると思う。

次に関連文化財群 3 について、124 ページに「犬山城跡発掘調査を継続的に実施する。」とある。

城下の整備であれば、城下町の発掘を実施する必要がある。すぐできるか分からないが、他のところでは実施している。犬山市における最大の課題だと思うが、そういうことにも少し考慮する必要がある。犬山城は戦災で焼けておらず、そのまま家が建っているところに難しさはあると思うが。

委員:116 ページに「京都国立博物館が所蔵する東之宮古墳出土副葬品の里帰り展の実施を検討する。」と記述されている。実現できるか分からないが、期待している。

委員:146 ページの表に「ロケサービス」と記述されている。これは犬山市のみで使われている言葉のため、一般的に使われている「フィルムコミッション」にした方が良いと思う。

委員:142 ページ「観光都市犬山の成り立ち」とあるが、犬山市の3次か4次総合計画に「国際観光文化都市に指定された」という表現があり、会社で使った記憶がある。国際観光文化都市という表現は今でも使っているのか。国際観光センターフロイデという建物ができた時、国際交流村とか国際会議を誘致する数とか、いろいろな定義があって、それをクリアするということで国際観光都市犬山宣言したはずである。ところが、フロイデも市民交流センターに名称が変わり、国際交流村もなくなり、国際会議もほとんど誘致してないような状況であるので、多分、国際都市の条件から外れていると思う。

事務局:詳細については確認する。

委員:156 ページ「歴史文化資源の保存・活用の推進体制」について、連携のイメージが名古屋経済大学を中心に描かれて、行政が体制の横に置かれている。前のページに戻るが、方針1では、市が中心となって市内の各主体との協働体制を構築する旨が記述されている。この部分に少し矛盾を感じる。このような形で推進していくと決めたのであれば、良いとは思いますが。何となく、個人的には市が中心にならないんだ、と思った。他の自治体ではこういう形で推進体制を組んでいる自治体は他にもあるのか。

事務局:図としてはこのような形をイメージしている。市としては、大学との連携を深めていきたいと考えている。皆さんが資料を求めやすい場所は犬山学研究センターであり、そのような枠組みを市がつくり、つなげていきたいと考えている。図中の丸の大きさにばらつきがあるが、全て同じ大きさに修正する。なお、他市事例については、各自治体の実情に合わせた体制を構築されていることと思われる。

る。

委員:確かに、中央の丸が大きいのも少し引っかかるころではあった。

委員長:犬山学研究センターがプラットフォームになるイメージでよいか。

事務局:そのとおりである。去年ヒアリングをさせていただいた際、団体間の連携を望む声を多くいただいた。また、そのような声が多い旨を名古屋経済大学様にお伝えしたところ、大学としてもそのような取組みをしたいといった前向きなご回答をいただいた。同大学には犬山学研究センターという機関が入っているため、そこをプラットフォームとした体制の構築を考えている。また、その体制を行政がサポートできれば良いとも考えている。

委員:イメージ図については委員と同じことを考えていた。また、プラットフォームという位置付けがやや分かりづらく、体制から離れたところに行政が位置付けられていることにも少し違和感を覚えている。見方によっては、名古屋経済大学に丸投げしているようにも感じる。分かりやすい形に修正いただけると良い。

委員:全体を通じて、次世代を担う子どもの活躍に関する記述が見られない。そのため、次につなげる策が分かりづらい。具体的な事例はすぐに出てこないが、そのような施策を検討しないと、次につなげるのが難しいと思う。

また、近年はジェンダーの問題が取りざたされている。このことも視野に入れないと、今の時代にそぐわないと感じる。

委員:57 ページ「犬山祭の山車(十三台)」は、「車山」ではないか。

委員長:事務局で改めてご確認をお願いしたい。

委員:委員のご意見を受け、肖像権の関係もあるが、なるべくなら子どもが参加している写真を掲載できると良い。人物の写真があれば、参加している感じが出せると思う。

事務局:この案をご確認いただく中で気付かれたと思うが、本文が二段組みになっている箇所がある。見やすさに配慮した構成に努めているが、最終的には一段に戻すなどの調整も検討している。その辺りに関する変更については、予めご了承いただきたい。

委員長:微修正等は個別に事務局へ申し出をお願いしたい。今回も皆様から貴重なご意見をいただいた。

事務局においては、その意見を基に修正等の検討をお願いしたい。

## 6. 会議要旨

### (2)文化財保存活用地域計画の市民向け説明会と講演会

(事務局より資料に基づき、文化財保存活用地域計画の市民向け説明会と講演会について説明)

意見なし